

福岡医発第 1282 号 (地)

平成 28 年 8 月 4 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

中小企業等経営強化法による措置（金融支援・固定資産税軽減等）
について（情報提供）

今般、中小企業庁より、平成 28 年 7 月 1 日施行の中小企業等経営強化法による措置（金融支援・固定資産税 3 年間半額軽減等）について、別添の通り、各種資料が公表された旨、日本医師会より情報提供がありました。

中小企業者等（「一中小企業等経営強化法一経営力向上計画策定・活用の手引き」3 頁参照）は、国が事業分野ごとに経営力向上の方法等を示した「事業分野別指針」に沿って、人材育成等により経営力を向上して実施する事業計画（「経営力向上計画」）を策定して国の認定を受けた場合に、支援措置（金融支援・固定資産税 3 年間半額軽減等）が受けることができます。また、支援機関（商工会議所、商工会、金融機関、士業等の専門家等）は、国の認定を得て、中小企業者等による経営力向上計画の作成・実施を支援することとされています。

固定資産税軽減措置については、新たに取得した一定の要件を満たす「機械及び装置」を対象設備としています。例えば、医療・介護分野の「機械及び装置」に該当するものとして、業務用クリーニング設備、機械式駐車設備、給食用設備、介護入浴装置などが適用の可能性があると考えられますが、範囲が極めて限定されていますのでご注意ください（「一中小企業等経営強化法一経営力向上計画策定・活用の手引き」10 頁参照）。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

なお、中小企業等経営強化法全般については、中小企業庁 H P の経営サポート「経営強化法による支援」(<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>)をご参照ください。

【添付資料】 ※カッコ内の URL は中小企業庁 HP のもの。

○中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律

【中小企業等経営強化法】の概要

(<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2016/160610kyoka1.pdf>)

○－中小企業等経営強化法－ 経営力向上計画策定・活用の手引き

(<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2016/160701tebiki.pdf>)

○医療分野に係る事業分野別指針

(<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2016/shishinbunya05.pdf>)

○介護分野に係る事業分野別指針

(<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2016/shishinbunya06.pdf>)

年税第 34 号
平成 28 年 7 月 21 日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会
常任理事 今村 定臣

中小企業等経営強化法による措置（金融支援・固定資産税軽減等）
について（情報提供）

今般、中小企業庁より、平成 28 年 7 月 1 日施行の中小企業等経営強化法による措置（金融支援・固定資産税 3 年間半額軽減等）について、別添の通り、各種資料が公表されました。

中小企業者等（「－中小企業等経営強化法－ 経営力向上計画策定・活用の手引き」3 頁参照）は、国が事業分野ごとに経営力向上の方法等を示した「事業分野別指針」に沿って、人材育成等により経営力を向上して実施する事業計画（「経営力向上計画」）を策定して国の認定を受けた場合に、支援措置（金融支援・固定資産税 3 年間半額軽減等）が受けることができます。また、支援機関（商工会議所、商工会、金融機関、士業等の専門家等）は、国の認定を得て、中小企業者等による経営力向上計画の作成・実施を支援することとされています。

固定資産税軽減措置については、新たに取得した一定の要件を満たす「機械及び装置」を対象設備としています。例えば、医療・介護分野の「機械及び装置」に該当するものとして、業務用クリーニング設備、機械式駐車設備、給食用設備、介護入浴装置などが適用の可能性があると考えられますが、範囲が極めて限定されていますのでご注意ください（「－中小企業等経営強化法－ 経営力向上計画策定・活用の手引き」10 頁参照）。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下の医師会並びに関係医療機関等への周知につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

なお、中小企業等経営強化法全般については、中小企業庁 H P の経営サポート「経営強化法による支援」（<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>）をご参照ください。

[添付資料] ※カッコ内のURLは中小企業庁HPのもの。

- 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律
【中小企業等経営強化法】の概要
(<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2016/160610kyoka1.pdf>)
- ー中小企業等経営強化法ー 経営力向上計画策定・活用の手引き
(<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2016/160701tebiki.pdf>)
- 医療分野に係る事業分野別指針
(<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2016/shishinbunya05.pdf>)
- 介護分野に係る事業分野別指針
(<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2016/shishinbunya06.pdf>)

「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律【中小企業等経営強化法】」の概要

1. 背景

- (1) 人口減少・少子高齢化の進展や国際競争の激化、人手不足など、中小企業・小規模事業者・中堅企業（以下「中小企業・小規模事業者等」という。）を取り巻く事業環境は厳しさを増しており、足下では**生産性が低迷し人材確保や事業の持続的発展に懸念**が存在。
- (2) こうした中で、中小企業・小規模事業者等が労働の供給制約等を克服し、海外展開等も含め、将来の成長を果たすべく、**生産性の向上（経営力向上）を図ることが必要**である。

2. 法律の概要

(1) 事業分野の特性に応じた支援

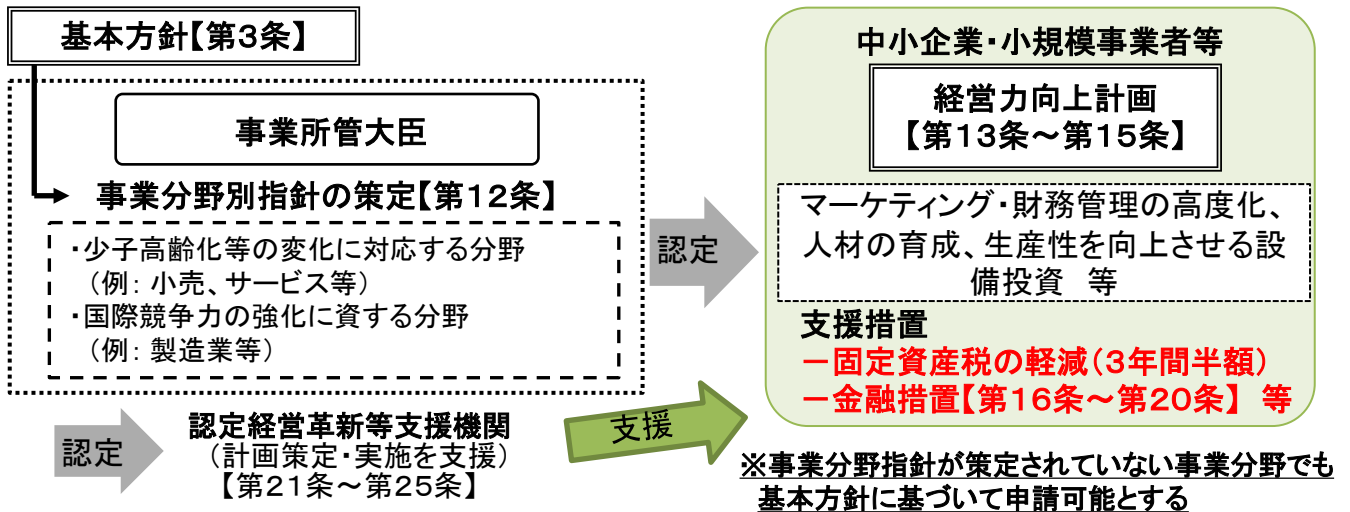
一 国は、基本方針に基づき、事業分野ごとに経営力向上の方法等を示した**「事業分野別指針」を策定**。
個別の事業分野に知見のある者から意見を聴くなどして、中小企業・小規模事業者等の経営力向上に係るベストプラクティスを事業分野別指針に反映させていく（PDCAサイクルを確立）。

(2) 中小企業・小規模事業者等による経営力向上に係る取組の支援

- 一 中小企業・小規模事業者等は、事業分野別指針に沿って、**顧客データの分析を通じた商品・サービスの見直し、ITを活用した財務管理の高度化、人材育成等により経営力を向上して実施する事業計画（「経営力向上計画」）**について、国の認定を得ることができる。**認定事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができる。**
- 一 また、支援機関は、国の認定を得て、中小企業・小規模事業者等による経営力向上計画の作成・実施を支援する。（現行では、商工会議所、商工会、金融機関、士業等が支援機関となっている。）

3. 措置事項の概要

【中小企業・小規模事業者等の経営強化のための総合的な支援体制の構築】



経営力向上の事例

サービス業における取組（例）

売上、予約状況等の情報をタブレット端末を用いて、各所の従業員にリアルタイムで共有。細やかな接客や業務の効率化による収益向上を実現。



製造業における取組（例）

自動化された工作機械を導入しつつ、従業員の多能工化を促進し、一人で管理できる工作機械を増やし、収益力の向上を実現。



- 中小企業等経営強化法 -
経営力向上計画
策定・活用の手引き

目 次

1. 中小企業等経営強化法 経営力向上計画の概要

(1) 制度の概要	2
(2) 制度利用のポイント	2
(3) 中小企業・中小企業者等の範囲	3
(4) 制度活用の流れ	4

2. 手続き方法

①経営力向上計画の策定

(1) 計画策定の前に	5
(2) 申請様式の記載方法	5

②各事業分野の主務大臣に提出 8

③提出書類 9

④固定資産税の軽減、各種金融支援

(i) 固定資産税の軽減	10
(ii) 各種金融支援	13

3. よくある御質問 15

4. 事業分野と提出先 19

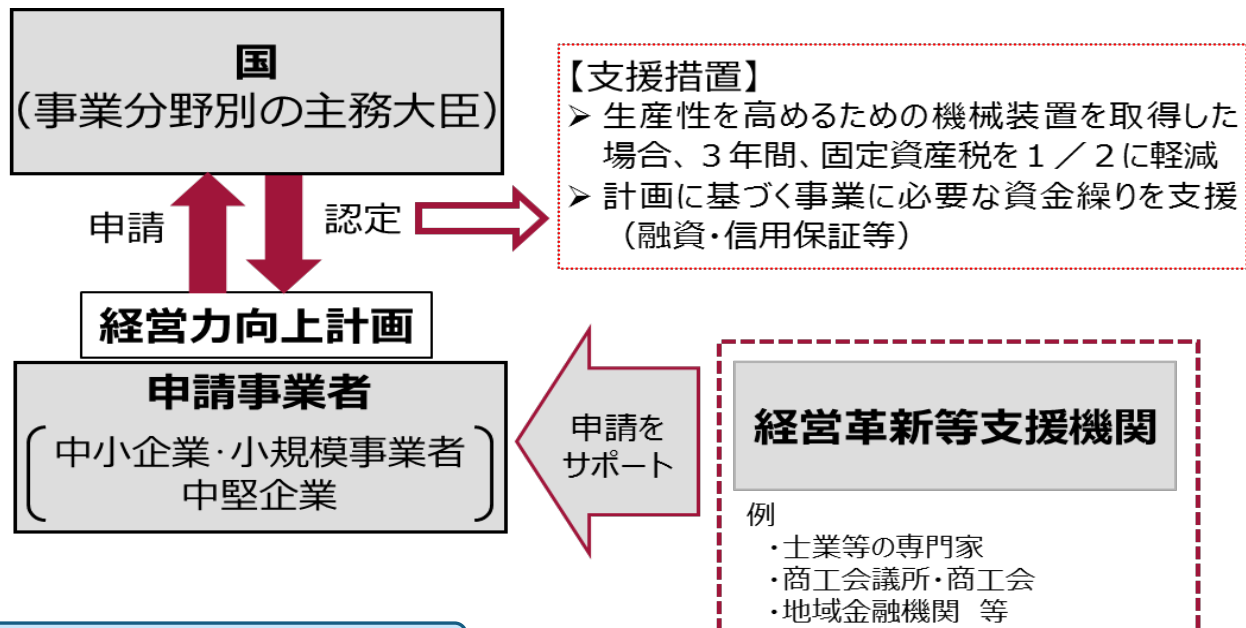
5. ホームページ・問合せ先 27

1. 中小企業等経営強化法 経営力向上計画の概要

(1) 制度の概要

「経営力向上計画」は、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するために実施する計画で、認定された事業者は、税制や金融の支援等を受けることができます。

また、計画申請においては、経営革新等支援機関のサポートを受けることが可能です。



(2) 制度利用のポイント

【ポイント1】申請書類は実質2枚

①企業の概要、②現状認識、③経営力向上の目標及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標、④経営力向上の内容など簡単な計画等を策定することにより、認定を受けることができます。

【ポイント2】計画策定をサポート

認定経営革新等支援機関（商工会議所・商工会・中央会や土業、地域金融機関等）に計画策定の支援を受けることができます。また、ローカルベンチマークなどの経営診断ツールにより、計画策定ができるようにしています。

【ポイント3】認定計画に基づき取得した一定の機械及び装置の固定資産税が半分に

計画認定を受けた場合、資本金1億円以下の会社、個人事業主などは、①160万円以上の機械及び装置であって、②生産性が年平均1%以上向上等の要件を満たせば、固定資産税の課税標準が3年間半額になります。

【ポイント4】その他の金融支援もご用意

計画認定を受けた場合、政策金融機関の低利融資、民間金融機関の融資に対する信用保証、債務保証等の資金調達に関する支援を受けることができます。

1. 中小企業等経営強化法 経営力向上計画の概要

(3) 中小企業・中小企業者等の範囲

定義	中 小 企 業 者 等			
	ア 中堅企業・ その他政令で定める 法人(※1) ※イに該当する者を除く	イ 中小企業者 (※2) 【中小企業者の定義】 のとおり	ウ 中小事業者等 (租特税法の中小事業者 及び中小企業者)	エ 小規模事業者 (製造業その他) 従業員数20人以下 (商業・サービス業) 従業員数5人以下
経営力向上計画の認定	○	○	○	○
・商工中金による低利融資 ・食品流通構造改善促進機構 による債務保証（食品製造 業者等のみ対象）	○	○	○	○
・中小企業基盤整備機構による 債務保証	○	×	△ ※イに該当する者 を除く	×
・中小企業信用保険法の特例 ・中小企業投資育成株式会社 法の特例 ・日本政策金融公庫による スタンバイ・クレジット	×	○	△ ※イに該当する者 のみ	○
固定資産税の 軽減措置	△ ※ウに該当する者 のみ	△ ※ウに該当する者 のみ	○	△ ※ウに該当する者 のみ

※1 【「その他政令で定める法人」の定義】

中小企業者以外に、医業・歯科医業を主たる事業とする法人（医療法人等）、社会福祉法人、特定非営利活動法人についても、資本金若しくは出資の総額が10億円以下又は従業員数2000人以下（資本・出資を有しない場合）の要件を満たす場合は、中小企業者等の範囲に含まれます。

※2 【中小企業者の定義】

		製造業その他	卸売業	小売業	サービス業	政令指定業種 (※右記の業種のうち、特別に政令で基準を定めている業種)		
						ゴム製品製造業	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	旅館業
資本金	右欄の上下 どちらかで 判断	3億円以下	1億円以下	5000万円以下	5000万円以下	3億円以下	3億円以下	5000万円以下
従業員数		300人以下	100人以下	50人以下	100人以下	900人以下	300人以下	200人以下

また、企業組合や協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他政令で定める組合についても、中小企業者と同様の支援措置を受けることができます。

みなし大企業について

※いわゆるみなし大企業については、経営力向上計画の認定の対象となりますが、固定資産税の軽減措置については対象外となります。税制措置の対象外になる法人は以下のとおりです。

- ・同一の大規模法人（資本金1億円を超える法人）に発行済株式または出資の総数または総額の2分の1以上を所有されている法人
- ・2以上の大規模法人（資本金1億円を超える法人）に発行済株式または出資の総数または総額の3分の2以上を所有されている法人

1. 中小企業等経営強化法 経営力向上計画の概要

(4) 制度活用の流れ

計画提出の前にお願いたいこと

固定資産税軽減の措置を受ける場合

- 固定資産税の軽減を希望される方は、計画申請を受ける際、「工業会等による証明書」が必要になります。
- 設備メーカーを通じて、当該設備を担当する工業会等による証明書発行を申請し、経営力向上設備等の証明書を取得して下さい。
- なお、証明書は申請してから発行されるまで数日～2ヶ月程度かかります。工業会等にご確認ください。

金融支援を受ける場合

- 計画認定後に、金融支援のご活用を検討している場合は、経営力向上計画を提出する前に、関係機関にご相談ください。

各事業分野の主務大臣に提出

- 事業分野によって提出先が異なります。詳しくは8ページをご確認ください。
- 機械及び装置を取得した後に経営力向上計画を提出する場合は、取得日から60日以内に経営力向上計画が受理される必要があります。(郵送の場合(バイク便など、郵送以外の手段は含みません。))は消印日を受付日とします)
※ただし、法の施行(7月1日)以降に取得したものでなければなりません。

30日以内

※事業分野が複数の省庁の所管にまたがる場合、45日以内

主務大臣による認定

- 主務大臣から認定書が交付されます。

固定資産税の軽減、各種金融支援を受け、
経営力向上のための取組(設備投資等)を実行

2. 手続き方法 ①経営力向上計画の策定

(1) 計画策定の前に

経営力向上計画認定申請書の入手方法

- 様式は以下のURLからダウンロードできます。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

経営強化法 | 検索

事業分野と事業分野別指針について

- 事業分野（業種）によっては、事業分野を所管する省庁において、「事業分野別指針」を策定している場合があります。経営力向上計画に取り組む事業分野において、「事業分野別指針」が策定されている場合、当該指針を踏まえて策定いただく必要があります。
- 経営力向上計画提出の窓口については、経営力向上に取り組む事業の分野により異なりますので、詳しくは19～26ページをご確認ください。
- 「事業分野別指針」が策定されていない事業分野については、「基本方針」を踏まえて経営力向上計画を策定してください。

事業分野別指針・基本方針の入手方法

- 事業分野別指針と基本方針は以下のURLからダウンロードできます。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

経営強化法 | 検索

(2) 申請様式の記載方法

様式第1

経営力向上計画に係る認定申請書

年 月 日

主務大臣名 殿

住 所
名 称 及 び
代表者の氏名 印

中小企業等経営強化法第13条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

- 宛名は経営力向上計画の事業分野（業種）を所管する大臣です。
- ただし、所管大臣が権限を委譲している場合、地方支分部局の長になります。
- 「官職+氏名」としてください。
- 詳しくは、19～26ページをご確認ください。

- 氏名を自署する場合、押印は省略できます。押印する場合は、実印としてください。
- 共同申請の場合は、代表となる1社（者）について記載し、代表者以外の参加企業については、余白に住所、名称及び代表者の氏名を記載し、押印してください。

2. 手続き方法 ①経営力向上計画の策定

(2) 申請様式の記載方法

(別紙)
経営力向上計画

1 名称等
事業者の氏名又は名称 _____
代表者名(事業者が法人の場合) _____
資本金又は出資の額 _____
常時雇用する従業員の数 _____
法人番号 _____

2 事業分野と事業分野別指針名
事業分野〔 _____ 〕 事業分野別指針名〔 _____ 〕

3 実施時期
平成 ____ 年 ____ 月～平成 ____ 年 ____ 月

4 現状認識

①	自社の事業概要	
②	自社の商品・サービス が対象とする顧客・市場の 動向、競合の動向	
③	自社の経営状況	

5 経営力向上の目標及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標

指標の種類	A 現状(数値)	B 計画終了時の目標 (数値)	伸び率 $((B-A)/A)$ (%)

➤ 個人事業主など、資本金を有しない場合は記載不要です。

➤ 個人事業主や民法法人等、法人番号が指定されていない場合は、記載不要です。

➤ 計画に係る事業の属する事業分野について、日本標準産業分類の小分類を記載します。

➤ 複数の分野にまたがる計画の場合、列記してください。

➤ 計画に係る事業の属する事業分野における事業分野別指針を記載します。

➤ 事業分野別指針が定められていない場合には記載不要です。

➤ 複数の分野にまたがる計画の場合、列記してください。

➤ 3年以上5年以内としてください。

➤ 固定資産税の課税標準の特例の対象となる経営力向上設備等の取得は実施期間内に行われる必要があります。

➤ 現に行っている事業内容、自社が事業として営む事業(主業、副業)と事業構成、売上高など、自社の事業等について記載してください。

➤ 事業分野別指針において、「6 経営力向上の内容」について、規模別に取組内容や取組の数が指定されている場合、自社がどの規模に該当するかを明記してください。

➤ 自社の商品・サービスについて、顧客の数やリピート率、主力取引先企業の推移、市場の規模やシェア、競合他社との比較などにおける、自社の強み・弱み等を記載してください。

➤ 「目標指標の種類」欄は、事業分野別指針で定められた指標がある場合には当該指標を記載し、事業分野別指針が定められておらず、基本方針にしたがって策定する場合は、「労働生産性」を指標として記載してください。

労働生産性＝(営業利益＋人件費＋減価償却費)÷労働投入量(労働者数又は労働者数×1人当たり年間就業時間)

➤ 売上高増加率、営業利益率、EBITDA有利子負債倍率、営業運転資本回転期間、自己資本比率等の指標について、企業の規模や能力・改善可能性に応じて可能な範囲で分析し、記載してください。

➤ 上記の分析にあたっては、財務状況の分析ツール「ローカルベンチマーク」をご活用ください。

➤ また、特に小規模な事業者の方については、経営計画作成アプリ「経営計画つくるくん」もご活用ください(①②にもご活用いただけます。)

2. 手続き方法 ①経営力向上計画の策定

(2) 申請様式の記載方法

6 経営力向上の内容			
事業分野別 指針の 該当箇所	実施事項 (具体的な取組を記載)	新事業活動 への該当 (該当する 場合は○)	
ア			
イ			
ウ			
エ			

7 経営力向上を実施するために必要な資金の額及びその調達方法			
実施 事項	使途・用途	資金調達 方法	金額 (千円)

8 経営力向上設備等の種類				
実施 事項	設備等の名称／型式	単価	数量	金額
合計				

- 事業分野別指針が定められている事業分野においては、実施事項が事業分野別指針のどの部分に該当しているか記載してください。
- 事業分野別指針が定められておらず、基本方針に基づいて計画を策定する場合、記載いただく必要はありません。

- 「4 現状認識」等を踏まえて、事業分野別指針（定められていない分野にあつては基本方針）を参照して、経営力向上のために取り組むことを取組ごとに具体的に記載してください。

- 行おうとする実施事項が新事業活動に該当する場合は、「○」を記載してください。
- 新事業活動とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動をいいます。
- 新事業活動に該当する場合は、その理由を具体的に記載してください。
- 新事業活動となる取組については、「実施事項」欄は、新事業活動ではない取組とは区分して記載してください。

- 固定資産税の軽減（経営力向上計画を達成するために必要な一定の機械及び装置について3年間1/2）を活用する場合、この欄に記載します。
- 「実施事項」欄には、「6 経営力向上の内容」の実施事項ごとの記号（ア～エ）を記載してください。
- 経営力向上設備等を取得する場合には、中小企業等経営強化法施行規則第8条に規定する要件に該当することを証する書類（＝工業会等による証明書）を添付してください。
- 行が足りなければ適宜追加してください。

- 「実施事項」欄には、「6 経営力向上の内容」の実施事項ごとの記号（ア～エ）を記載してください。
- 「使途・用途」欄には、実施事項ごとに、その事項を実施するのに要する資金について、その部分の具体的な使途・用途を記載してください。
- 「資金調達方法」欄には、自己資金、融資、補助金等を記載してください。
- なお、同一の使途・用途であっても、複数の資金調達方法により資金を調達する場合には、資金調達方法ごとに項目を分けて記載してください。

2. 手続き方法 ②各事業分野の主務大臣に提出

事業分野と提出先

事業分野ごとの提出先については、19～26ページをご確認ください。

※ 19～26ページは代表的な事業分野の提出先をまとめたものになります。
該当する提出先がご不明な場合はお手数ですが、中小企業庁企画課の相談窓口（03-3501-1957）までお問い合わせ下さい。

提出方法

提出方法は、上記の窓口への提出、郵送が可能です。
また、経済産業省が窓口の場合は、電子申請が可能です。
電子申請を活用される方は、下記URLをご確認ください。

<http://qq1q.biz/uRiM>

※電子申請については、申請書に不備がない場合、受理から概ね25日以内
（複数の省庁の所管にまたがる場合は40日以内）に認定されます。

2. 手続き方法 ③提出書類

固定資産税の軽減措置を受けない場合

- ①申請書（原本）
- ②申請書（写し）
- ③チェックシート
- ④返信用封筒（A4の認定書を折らずに返送可能なもの。返送用の宛先を記載し、切手（申請書類と同程度の重量のものが送付可能な金額）を貼付してください。）

固定資産税の軽減措置を受ける場合

- ①申請書（原本）
- ②申請書（写し）
- ③工業会等による証明書等、経営力向上設備等の要件を満たすことを示す書類（原本）
- ④チェックシート
- ⑤返信用封筒（A4の認定書を折らずに返送可能なもの。返送用の宛先を記載し、切手（申請書類と同程度の重量のものが送付可能な金額）を貼付してください。）

リースを利用して固定資産税の軽減措置を受ける場合

- ①申請書（原本）
- ②申請書（写し）
- ③工業会等による証明書等、経営力向上設備等の要件を満たすことを示す書類（原本）
- ④リース見積書
- ⑤リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書
- ⑥チェックシート
- ⑦返信用封筒（A4の認定書を折らずに返送可能なもの。返送用の宛先を記載し、切手（申請書類と同程度の重量のものが送付可能な金額）を貼付してください。）

※ただし、申請者が納税する場合は、④⑤は不要です。



- 提出書類については、申請者保管用としてコピーを取っておいていただくようお願いします。
- 特に、固定資産税の軽減措置を受ける場合は、税の申告の際に必要なになります。

2. 手続き方法 ④固定資産税の軽減、各種金融支援

経営力向上のための取組を実行のため、(i) 固定資産税の軽減、(ii) 各種金融支援を受けることができます。

(i) 固定資産税の軽減

経営力向上計画が認定された事業者は、法律の施行日から平成31年3月31日までに生産性を高めるための機械装置を取得した場合、その翌年度から3年度分の固定資産税に限り、当該機械装置にかかる固定資産税を1/2に軽減します。

その要件は以下のとおりです。

①販売開始から10年以内のもの

②旧モデル比で生産性（単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等）が年平均1%以上向上するもの

③160万円以上の機械及び装置であること

なお、生産性向上設備投資促進税制のA類型とは異なり、最新モデル要件はありません。そのため、導入しようとしているモデルの1世代前モデルから「生産性年平均」が1%以上向上している場合は、すべて固定資産税の軽減措置の対象となります。

※機械及び装置を取得した後に経営力向上計画を提出する場合は、取得日から60日以内に経営力向上計画が受理される必要があります。（郵送の場合（バイク便など、郵送以外の手段は含みません。）は消印日を受付日とします）
ただし、法の施行（7月1日）以降に取得したものでなければなりません。

※機械及び装置の取得後、年末までに認定が受けられない場合、減税の期間が2年となります。通常、申請書の受理から認定までは最大30日（事業分野が複数の省庁の所管にまたがる場合、最大45日以内）要する可能性があります。

十分余裕を持った申請をお願いします。

なお、申請書について、申請先の相違や重度の不備がある場合は差し戻しとなり、受理できない場合があります。また、軽微な不備の場合においても、各事業所管大臣からの照会や申請の差し戻しが発生し、手続き時間が長期化する場合があります。

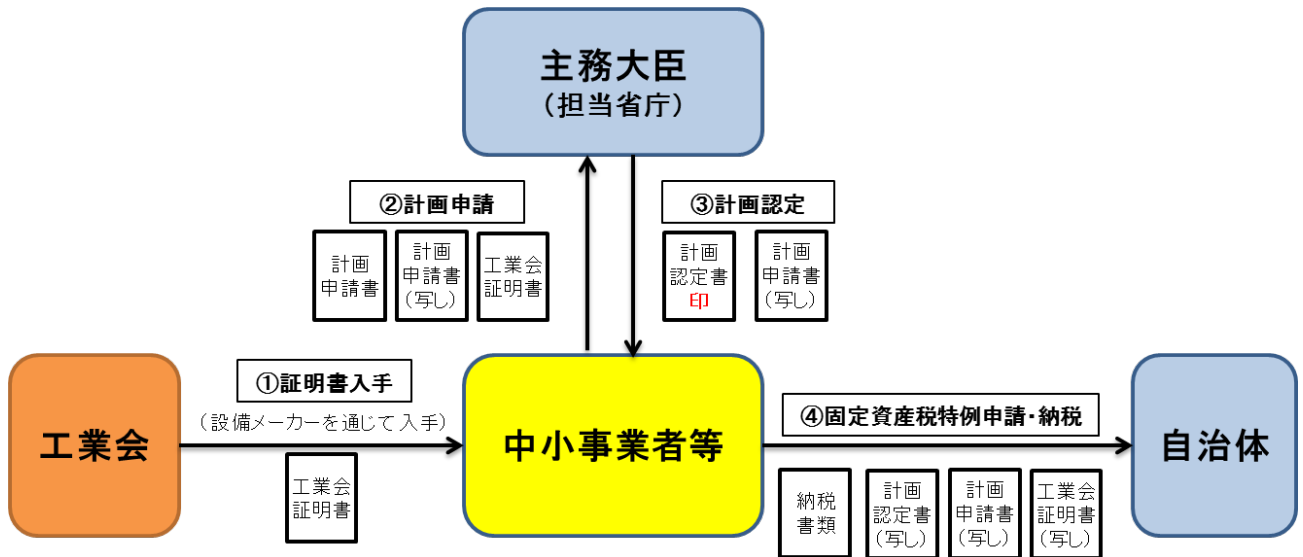
生産性向上設備投資促進税制A類型との対比

	中小企業等経営強化法に基づく固定資産税の軽減措置	生産性向上設備投資促進税制（A要件）
軽減措置の内容	固定資産税	法人税額の控除・特別償却
対象事業者	中小事業者等（3ページ「ウ」参照）	青色申告をしている法人・個人（対象業種や企業規模に制限はない）
対象設備	機械及び装置のみ	機械及び装置／器具及び備品／工具／建物附属設備／建物／ソフトウェア
設備の要件	➢ 販売開始から10年以内のもの ➢ 生産性1%向上 ➢ 最低取得価額要件（160万円） ➢ 中古資産でないこと 等	➢ 販売開始から10年以内のもの ➢ 最新モデル ➢ 生産性1%向上 ➢ 最低取得価額要件 ➢ 中古資産・貸付資産でないこと 等

2. 手続き方法 ④固定資産税の軽減、各種金融支援

(i) 固定資産税の軽減

【①中小事業者等自身が固定資産税の軽減措置を受ける場合】

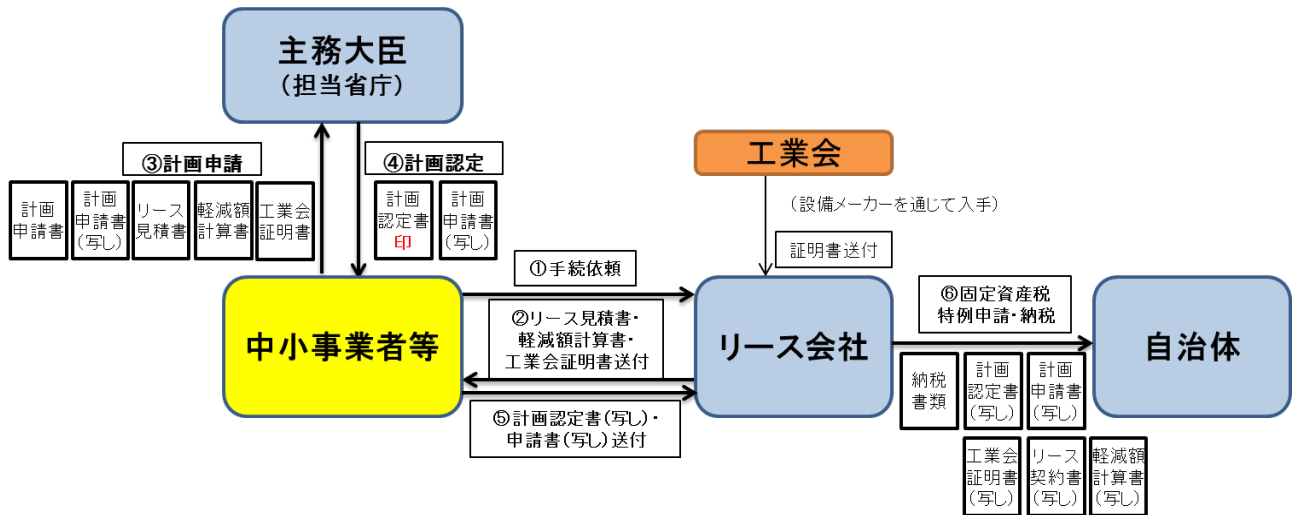


- ① 中小事業者等は、経営力向上計画策定時に設備を決定し、設備メーカーを通じて工業会等による証明書を入手します。
- ② 経営力向上設備等の種類を記載した計画申請書とその写し（コピー）とともに、工業会等による証明書（原本）を添付して、主務大臣に計画申請します。
※税の申告の際に必要なため、主務大臣に提出する前に必ずコピーを取っておいてください。
- ③ 主務大臣は、計画認定書と計画申請書の写しを中小事業者等に交付します。
- ④ 固定資産税の申告の際には、納税書類とともに計画認定書の写し、計画申請書の写し、工業会等による証明書の写しなどの添付書類の写しをそれぞれ自治体に提出します。

2. 手続き方法 ④固定資産税の軽減、各種金融支援

(i) 固定資産税の軽減

【②所有権移転外リースの場合】



- ① 中小事業者等は、設備を決定し、リース会社に手続を依頼します。
- ② リース会社は、リース見積書・公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書・工業会等による証明書を中小事業者等に送付します。
- ③ 経営力向上設備等の種類を記載した計画申請書とその写し（コピー）とともに、リース会社から入手した書類（リース見積書、軽減額計算書、工業会等による証明書）を添付して、主務大臣に計画申請します。
※税の申告の際に必要なため、主務大臣に提出する前に必ずコピーを取っておいてください。
- ④ 主務大臣は、計画認定書を中小事業者等に交付します。
- ⑤ 中小事業者等はリース会社に計画認定書の写しと計画申請書の写しを送付します。
- ⑥ リース会社が自治体に納税手続を行います。

※所有権移転リースでは、中小事業者等が固定資産税を納税するため、①と同様のスキームが適用されます。ただし、所有権移転リースであって、リース会社が納税するものについては、②所有権移転外リースの場合と同様のスキームが適用されます。

※自治体によっては固定資産税に超過税率を設けている場合がありますが、軽減額計算書における固定資産税の額は、便宜的に標準税率（1.4％）に基づき計算しています。

2. 手続き方法 ④固定資産税の軽減、各種金融支援

(ii) 各種金融支援

計画認定を受けた場合、政策金融機関の低利融資、民間金融機関の融資に対する信用保証、債務保証等の資金調達に関する支援を受けることができます。

①商工中金による低利融資

中堅クラス向け**中小企業者向け**

経営力向上計画を策定した場合、商工中金の独自の融資制度により、低利融資を受けられます。

②中小企業信用保険法の特例

中小企業者向け

中小企業者は、経営力向上計画の実行（※）にあたり、民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等の別枠の追加保証や保証枠の拡大が受けられます。（※）新商品・新サービスなど「自社にとって新しい取組」（新事業活動）に限ります。

	通常枠	別枠
普通保険	2億円（組合4億円）	2億円（組合4億円）
無担保保険	8,000万円	8,000万円
特別小口保険	1,250万円	1,250万円
新事業開拓保険	2億円→3億円（保証枠の拡大）	

③中小企業投資育成株式会社法の特例

中小企業者向け

経営力向上計画の認定を受けた場合、通常の投資対象（資本金3億円以下の株式会社）に加えて、資本金額が3億円を超える株式会社（中小企業者）も中小企業投資育成株式会社からの投資を受けることが可能になります。

④日本政策金融公庫によるスタンドバイ・クレジット

中小企業者向け

経営力向上計画の認定を受けた中小企業者（国内親会社）の海外支店又は海外現地法人が、日本公庫の提携する海外金融機関から現地通貨建ての融資を受ける場合に、信用状を発行して、債務の保証を実施できます

○補償限度額：1法人あたり最大4億5000万円

○融資期間：1～5年

⑤中小企業基盤整備機構による債務保証

中堅クラス向け

中堅クラスの企業等、信用保険法の特例が措置されていない中小企業者以外の者が、経営力向上計画を実施するために必要な資金について、保証額最大25億円（保証割合50%、保証料率 有担保0.3%、無担保0.4%）の債務の保証を受けられます。

⑥食品流通構造改善促進機構による債務保証

中堅クラス向け**中小企業者向け**

食品製造業者等は、経営力向上計画の実行にあたり、民間金融機関から融資を受ける際に信用保証を使えない場合や巨額の資金調達が必要となる場合に、食品流通構造改善促進機構による債務の保証を受けられます。

2. 手続き方法 ④固定資産税の軽減、各種金融支援

(ii) 各種金融支援



- 前ページの金融支援のご活用を検討している場合は、経営力向上計画を提出する前に、関係機関にご相談ください。
- 関係機関は以下のとおりです。
※①～⑥の番号は前ページの各種金融支援の番号と一致しています。

番号	機関の名称	問合せ窓口	電話	ホームページ
①	(株)商工組合中央金庫 (商工中金)	各支店 (ホームページでご確認ください)	0120-079-366	http://www.shokochukin.co.jp/tenpo/
②	(一社)全国信用保証 協会連合会	各都道府県等の信用保証協会	03-6823-1200 または各都道府県等の信用 保証協会	http://www.zenshinhoren.or.jp/others/nearest.html
③	東京中小企業投資育成 株式会社	新潟・長野・静岡以東の18都道府県 に本社を置いている企業	03-5469-1811 (代)	http://www.sbic.co.jp/
	名古屋中小企業投資育成 株式会社	愛知・岐阜・三重・富山・石川の5県 に本社を置いている企業	052-581-9541 (代)	http://www.sbic-ci.co.jp/
	大阪中小企業投資育成 株式会社	福井・滋賀・奈良・和歌山以西の24府県 に本社を置いている企業	06-6459-1700 (代) (九州支社：092-724-0651 (代))	http://www.sbic-wi.co.jp/
④	(株)日本政策金融公庫	各支店 (ホームページでご確認ください)	0120-154-505	https://www.jfc.go.jp/n/branch/index.html
⑤	独立行政法人中小企業 基盤整備機構	ファンド事業部事業基盤支援課	03-5470-1575	http://www.smri.go.jp/keiei/sai mu/
⑥	(公財)食品流通構造 改善促進機構	業務部	03-5809-2176	http://www.ofsi.or.jp/

(※) 経営力向上計画の認定を受けることと、公的融資または公的債務保証の判断は別個のものとなりますので、認定がえられたことをもって、公的融資や債務保証を受けられることが保証されるものではありません。

2. 手続き方法 ⑤変更申請

変更申請について

- 認定を受けた中小企業者等は、当該認定に係る経営力向上計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、その認定をした主務大臣の認定を受けなければなりません。(設備の追加取得等)
- なお、資金調達額の若干の変更、法人の代表者の交代等、第13条第3項の認定基準に照らし、認定を受けた経営力向上計画の趣旨を変えないような軽微な変更は、変更申請は不要です。

経営力向上計画変更認定申請書の入手方法

- 様式は以下のURLからダウンロードできます。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

🔍 経営強化法 | 検索

3. よくある御質問

(1) 概要

① 「経営力向上計画」はどんな取組みを応援する計画ですか？

- 自社の現状をしっかりと分析した上で、設備投資や顧客データの分析を通じた商品・サービスの見直し、ITを活用した管理会計の導入、人材育成といった自社の「経営力」の向上をとおして、自社の指標を向上させようとする事業者を応援する計画です。

② 計画の認定を受けるとどのようなメリットがありますか？

- 認定計画中に記載された一定要件を満たす機械及び装置は3年間、固定資産税の課税標準が半額になります。
- 中小企業信用保険の保証枠の拡大や中小企業基盤整備機構の債務保証など、多額の資金調達を行う場合の金融支援が受けられるようになります。

③ 固定資産税の軽減措置はどのようにすれば受けられますか。

- 主に以下の要件を満たす設備等について、当該設備の投資を含む、経営力向上計画が認定されている必要があります。

1. 販売開始から10年以内のもの
2. 旧モデル比で生産性（単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等）が年平均1%以上向上するもの
3. 160万円以上の機械及び装置であること

設備の要件や留意事項については、10ページをご確認ください。

- 具体的なプロセスは以下のとおりです。

1. 工業会等による証明書を設備メーカーを通して入手する。
2. 事業所管大臣に当該設備の取得を含む「経営力向上計画」を提出し、認定を受ける。
3. その際、工業会等による証明書を必ず添付する。
4. 毎年1月1日現在で取得した設備にかかる固定資産税が固定資産台帳に載ることとなるため、1月末頃の申告までに取得した工業会等による証明書の写しと認定書の写し、申請書の写しをそれぞれ用意し、市町村等に提出する。

④ 計画はどこに申請すればよいですか。

- 事業者が経営力を向上させたい事業分野の事業所管大臣に提出していただく必要があります。

詳しくは、19～26ページをご確認ください。

(2) 固定資産税の軽減措置

① 設備の修繕等を行った場合も対象となりますか。

- 資本的支出（既に有する資産の修理・改良等のために行った支出）については対象となりません。

② 自ら作成して固定資産計上する設備やオーダーメイド品は対象となりますか。

- 取得（購入）するもの以外に、自ら製作するものも対象となります。また、同様にオーダーメイド品についても対象となります。

③ （メーカーが新事業を開始した場合など）比較すべき旧モデルが全くない新製品は対象となるのか。

- 原則として、同一メーカー内に類似する機能・性能を持つ設備がある場合は、生産性向上要件について、できる限り当該設備との比較を行ってください。ただし、比較すべき旧モデルが全くない場合には、比較する指標がないため、10年以内に販売開始されたものであることが要件となります。

④ 中古品は対象となりますか。

- 対象となりません。

⑤ 取得価額の範囲には、どのような費用が含まれますか。

- 対象となる減価償却資産の取得価額は、①当該固定資産の購入対価、②外部付随費用（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、その他購入のために要した費用）、③当該資産を事業の用に供するために直接要した費用の金額（即ち、内部取付費用、例えば据付費、試運転費等）のうち、減価償却資産として計上されるものの合計額になります。

⑥ 国・地方公共団体から補助金を受けた場合、対象となりますか。

- 対象になります。

⑦ 取得価額の判定は、消費税抜きでしますか。それとも税込みですか。

- 取得価額の判定に際し、消費税の額を含めるかどうかは事業者の経理方式によります。すなわち、資産について税込経理であれば消費税を含んだ金額で、資産について税抜経理であれば消費税を含まない金額で判定することとなります。

⑧ 単品の取得価額は、どのように判定しますか。

- 「通常一単位として取引される単位」が最低取得価額の判定の基本となります。

⑨ 取得とは、具体的にどのタイミングを指しますか。

- 製作又は売買等により機械等の所有権を得たことを指します。

(2) 固定資産税の軽減措置

⑩ 購入ではなくリースの場合も、税制措置の対象となりますか。

- ファイナンスリース取引(所有権移転リース取引及び所有権移転外リース取引)については対象になりますが、オペレーティングリース取引については本税制の対象外となります。

⑪ 補助金を受けた設備であり、かつ圧縮記帳前は最低取得価額を上回っているが、圧縮記帳後は最低取得価額を下回ってしまう場合、本税制措置は使えますか。

- 固定資産税の課税標準額には圧縮記帳は影響しないため、圧縮記帳前の取得価額が最低取得価額を上回っていれば対象となります。

⑫ 自社で製作した設備を対象とする場合、取得価額には人件費等も含まれますか。

- 自社で製作した設備の取得価額算出には、当該資産の建設等のために要した原材料費、労務費及び経費の額、および当該資産を事業の用に供するために直接要した費用の額が含まれます。このうち労務費の金額は、所得拡大促進税制に関する税額控除等に利用することができます。

⑬ 他の税制との重複適用は可能か。

- 固定資産税以外の特例措置（生産性向上設備投資促進税制や中小企業投資促進税制等）との関係では重複適用は可能です。

⑭ 設備を共有する場合は、どのような扱いになるのか。

- 設備に設定している共有持分に基づき資産計上している資産の取得価額が対象となります。

⑮ 親会社（大企業）が一括で調達した設備を、親会社から引き渡しを受けた子会社（中小事業者）が税制の適用を受けることは可能ですか。

- 当該子会社が、大企業の支配下にあるいわゆるみなし大企業（3ページ「みなし大企業について」参照）にあたらない場合は、固定資産税の軽減措置の対象になります。

⑯ 年平均1%以上向上の比較対象は何か。

- 当該設備を製造しているメーカーの一代前モデルと比較して下さい。ユーザーが現在使用しているモデルや他メーカーの製造設備との比較ではありません。

⑰ 何を基準に「生産性向上」に該当するか判断すればいいですか。

- 「生産性向上」の基準となる指標については、「単位時間当たりの生産量」、「精度」、「エネルギー効率」などが代表例として挙げられます。ただし、あくまで代表例であり、実際の指標の選択は、様々な機能に対する設備メーカーの創意工夫を促す観点から、メーカーに一任します。なお、各団体は、その指標が生産性の向上を図るための判断基準としてふさわしいものであるかどうかを確認してください。

⑱ 生産性指標について、エネルギー効率が0.5%、単位時間当たり生産量が0.5%向上している場合、合計1%向上ということで要件を満たしますか。

- 満たしません。

(3) 手続について

1 「経営力向上計画」について

①計画申請から認定までどれぐらいの期間がかかりますか。

- 標準処理期間は30日（計画に記載された事業分野が複数の省庁の所管にまたがる場合は45日）です。手続上、概ね瑕疵がなく、スムーズに申請書類が認定に至った場合は30日（45日）以内に認定が得られるとご理解下さい。
- 他方で、申請書の不備が多い場合は、各事業所管大臣からの照会や申請の差戻しが発生し、手続時間が長期化する場合があります。必ず余裕を持った申請をお願いします。

②提出すべき書類は何ですか。

- ①申請書（原本）、②申請書（写し）、③（固定資産税の軽減措置を受ける場合）工業会等による証明書などです。

③申請先はどこですか。

- 事業分野によって異なります。

- 提出書類については9ページをご確認ください。
- 申請先については19～26ページをご確認ください。

④複数の事業分野にまたがる場合、どのように申請すればよいですか。

- 事業分野が複数にわたり、指針が複数ある場合、それぞれの指針に該当している必要があります。事業分野が不明な場合は、中小企業庁コールセンターにお問い合わせください。
- なお、申請はいずれかの事業所管省庁に提出すればよいこととしています。

2 証明書発行団体による経営力向上設備等の発行プロセスについて

①証明書発行はどこに申請すればいいですか。

- 設備を取得しようとしている製造メーカーに申し出て下さい。

②証明書発行にはどの程度の時間が必要ですか。

- 製造メーカーは、生産性向上設備投資促進税制と同様の「証明書発行団体」に発行申請を行い、概ね数日～2ヶ月程度で発行されます。

③証明書発行にはどのような書類が必要ですか。

- 計画の申請事業者が用意すべき書類はありません。ただし、製造メーカーが証明書を発行するためには、旧世代モデルとの性能比較を行う必要があるため、仕様書のレベルで、概ねの製品の性能が確定していなければなりません。

3 変更認定について

①変更認定はどのような場合に必要ですか。

- 認定を受けた中小企業者等は、当該認定に係る経営力向上計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、その認定をした主務大臣の認定を受けなければなりません。（設備の追加取得等）
- なお、資金調達額の若干の変更、法人の代表者の交代等、第13条第3項の認定基準に照らし、認定を受けた経営力向上計画の趣旨を変えないような軽微な変更は、変更申請は不要です。

- 変更申請については14ページをご確認ください。

4. 事業分野と提出先



➤ 各事業分野の窓口は以下のとおりです。

※ 以下は代表的な事業分野の提出先をまとめたものになります。該当する提出先がご不明な場合はお手数ですが、中小企業庁企画課の相談窓口（03-3501-1957）までお問い合わせ下さい。

- 申請書の宛名は「官職＋氏名」です。
- 氏名については、各機関のホームページでご確認いただくか、担当の窓口にお問い合わせください。

事業分野	申請書の宛名	担当の窓口	問合せ先／住所
製造 ※ 経済産業省所管のみ	北海道経済産業局長 氏名	北海道経済産業局 中小企業課	TEL:011-709-3140 北海道札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎
	東北経済産業局長 氏名	東北経済産業局 経営支援課	TEL:022-221-4806 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎（B棟）
	関東経済産業局長 氏名	関東経済産業局 中小企業課	TEL:048-600-0321 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館
	中部経済産業局長 氏名	中部経済産業局 産業振興課 経営力向上室 （富山県・石川県を除く）	TEL:052-951-0253 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2
	中部経済産業局長 氏名	（富山県・石川県） 中部経済産業局 電力・ガス事業北陸支局 産業課	TEL:076-432-5401 富山県富山市牛島新町11番7号 富山地方合同庁舎3階
	近畿経済産業局長 氏名	近畿経済産業局 創業・経営支援課	TEL:06-6966-6036 大阪府大阪市中央区 大手前1-5-44
	中国経済産業局長 氏名	中国経済産業局 経営支援課	TEL:082-224-5658 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館
	四国経済産業局長 氏名	四国経済産業局 新事業促進室	TEL:087-811-8562 香川県高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎
	九州経済産業局長 氏名	九州経済産業局 中小企業課	TEL:092-482-5447 福岡県福岡市博多区 博多駅東2-11-1
	沖縄総合事務局長 氏名	沖縄総合事務局 中小企業課	TEL:098-866-1755 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1

4. 事業分野と提出先

事業分野	申請書の宛名	担当の窓口	問合せ先／住所
製造 (食料品、飲料)	北海道農政事務所長 氏名	北海道農政事務所 生産経営産業部 事業支援課	TEL:011-330-8810 札幌市中央区南22条西6丁目2-22 エムズ南22条第2ビル
	東北農政局長 氏名	東北農政局 経営・事業支援部 食品企業課	TEL:022-221-6146 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎
	関東農政局長 氏名	関東農政局 経営・事業支援部 食品企業課	TEL:048-740-0164 さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館
	北陸農政局長 氏名	北陸農政局 経営・事業支援部 食品企業課	TEL:076-232-4149 金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎
	東海農政局長 氏名	東海農政局 経営・事業支援部 食品企業課	TEL:052-746-6430 名古屋市中区三の丸1-2-2
	近畿農政局長 氏名	近畿農政局 経営・事業支援部 食品企業課	TEL:075-414-9024 京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子 風呂町 京都農林水産総合庁舎
	中国四国農政局長 氏名	中国四国農政局 経営・事業支援部 食品企業課	TEL:086-222-1358 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎
	九州農政局長 氏名	九州農政局 経営・事業支援部 食品企業課	TEL:096-300-6325 熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎
	沖縄総合事務局長 氏名	沖縄総合事務局 農林水産部 食料産業課	TEL:098-866-1673 那覇市おもろまち2丁目1番1号
製造(たばこ・塩)	財務大臣 氏名	財務省 理財局 総務課 たばこ塩事業室	TEL:03-3581-4111 東京都千代田区霞が関3-1-1
製造 (酒類)	札幌国税局長 氏名	札幌国税局酒税課	TEL:011-231-5011 札幌市中央区大通西10丁目 札幌第二合同庁舎
	仙台国税局長 氏名	仙台国税局酒税課	TEL:022-263-1111 仙台市青葉区本町3丁目3番1号 仙台合同庁舎A棟
	関東信越国税局長 氏名	関東信越国税局酒税課	TEL:048-600-3111 さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館
	東京国税局長 氏名	東京国税局酒税課	TEL:03-3542-2111 東京都中央区築地5丁目3番1号
	金沢国税局長 氏名	金沢国税局酒税課	TEL:076-231-2131 金沢市広坂2丁目2番60号 金沢広坂合同庁舎
	名古屋国税局長 氏名	名古屋国税局酒税課	TEL:052-951-3511 名古屋市中区三の丸3丁目3番2号 名古屋国税総合庁舎
	大阪国税局長 氏名	大阪国税局酒税課	TEL:06-6941-5331 大阪市中央区大手前1丁目5番63号 大阪合同庁舎第3号館
	広島国税局長 氏名	広島国税局酒税課	TEL:082-221-9211 広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎1号館
	高松国税局長 氏名	高松国税局酒税課	TEL:087-831-3111 高松市天神前2番10号 高松国税総合庁舎
	福岡国税局長 氏名	福岡国税局酒税課	TEL:092-411-0031 福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎
	熊本国税局長 氏名	熊本国税局酒税課	TEL:096-354-6171 熊本市西区春日2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎B棟
	沖縄国税事務局長 氏名	沖縄国税事務所間税課	TEL:098-867-3601 那覇市旭町9番地 沖縄国税総合庁舎

4. 事業分野と提出先

事業分野	申請書の宛名	担当の窓口	問合せ先／住所
卸・小売 ※ 経済産業省所 管のみ	北海道経済産業局長 氏名	北海道経済産業局 中小企業課	TEL:011-709-3140 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎
	東北経済産業局長 氏名	東北経済産業局 経営支援課	TEL:022-221-4806 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎（B棟）
	関東経済産業局長 氏名	関東経済産業局 中小企業課	TEL:048-600-0321 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館
	中部経済産業局長 氏名	中部経済産業局 産業振興課 経営力向上室 （富山県・石川県を除く）	TEL:052-951-0253 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2
	中部経済産業局長 氏名	（富山県・石川県） 中部経済産業局 電力・ガス事業北陸支局 産業課	TEL:076-432-5401 富山県富山市牛島新町11番7号 富山地方合同庁舎3階
	近畿経済産業局長 氏名	近畿経済産業局 創業・経営支援課	TEL:06-6966-6036 大阪府大阪市中央区 大手前1-5-44
	中国経済産業局長 氏名	中国経済産業局 経営支援課	TEL:082-224-5658 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館
	四国経済産業局長 氏名	四国経済産業局 新事業促進室	TEL:087-811-8562 香川県高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎
	九州経済産業局長 氏名	九州経済産業局 中小企業課	TEL:092-482-5447 福岡県福岡市博多区 博多駅東2-11-1
	沖縄総合事務局長 氏名	沖縄総合事務局 中小企業課	TEL:098-866-1755 TEL:098-866-1755 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1

4. 事業分野と提出先

事業分野	申請書の宛名	担当の窓口	問合せ先／住所
卸・小売 (飲食料品)	北海道農政事務所長 氏名	北海道農政事務所 生産経営産業部 事業支援課	TEL:011-330-8810 札幌市中央区南22条西6丁目2-22 エムズ南22条第2ビル
	東北農政局長 氏名	東北農政局 経営・事業支援部 食品企業課	TEL:022-221-6146 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎
	関東農政局長 氏名	関東農政局 経営・事業支援部 食品企業課	TEL:048-740-0164 さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館
	北陸農政局長 氏名	北陸農政局 経営・事業支援部 食品企業課	TEL:076-232-4149 金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎
	東海農政局長 氏名	東海農政局 経営・事業支援部 食品企業課	TEL:052-746-6430 名古屋市中区三の丸1-2-2
	近畿農政局長 氏名	近畿農政局 経営・事業支援部 食品企業課	TEL:075-414-9024 京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁 子風呂町 京都農林水産総合庁舎
	中国四国農政局長 氏名	中国四国農政局 経営・事業支援部 食品企業課	TEL:086-222-1358 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎
	九州農政局長 氏名	九州農政局 経営・事業支援部 食品企業課	TEL:096-300-6325 熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎
	沖縄総合事務局長 氏名	沖縄総合事務局 農林水産部 食料産業課	TEL:098-866-1673 那覇市おもろまち2丁目1番1号
卸・小売 (たばこ・塩)	財務大臣 氏名	財務省 理財局 総務課 たばこ塩事業室	TEL:03-3581-4111 東京都千代田区霞が関3-1-1
卸・小売 (酒類)	札幌国税局長 氏名	札幌国税局酒税課	TEL:011-231-5011 札幌市中央区大通西10丁目 札幌第二合同庁舎
	仙台国税局長 氏名	仙台国税局酒税課	TEL:022-263-1111 仙台市青葉区本町3丁目3番1号 仙台合同庁舎A棟
	関東信越国税局長 氏名	関東信越国税局酒税課	TEL:048-600-3111 さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館
	東京国税局長 氏名	東京国税局酒税課	TEL:03-3542-2111 東京都中央区築地5丁目3番1号
	金沢国税局長 氏名	金沢国税局酒税課	TEL:076-231-2131 金沢市広坂2丁目2番60号 金沢広坂合同庁舎
	名古屋国税局長 氏名	名古屋国税局酒税課	TEL:052-951-3511 名古屋市中区三の丸3丁目3番2号 名古屋国税総合庁舎
	大阪国税局長 氏名	大阪国税局酒税課	TEL:06-6941-5331 大阪市中央区大手前1丁目5番63号 大阪合同庁舎第3号館
	広島国税局長 氏名	広島国税局酒税課	TEL:082-221-9211 広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎1号館
	高松国税局長 氏名	高松国税局酒税課	TEL:087-831-3111 高松市天神前2番10号 高松国税総合庁舎
	福岡国税局長 氏名	福岡国税局酒税課	TEL:092-411-0031 福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎
	熊本国税局長 氏名	熊本国税局酒税課	TEL:096-354-6171 熊本市西区春日2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎B棟
	沖縄国税事務所長 氏名	沖縄国税事務所間税課	TEL:098-867-3601 那覇市旭町9番地 沖縄国税総合庁舎

4. 事業分野と提出先

事業分野	申請書の宛名	担当の窓口	問合せ先／住所
外食・中食	北海道農政事務所長 氏名	北海道農政事務所 生産経営産業部 事業支援課	TEL:011-330-8810 札幌市中央区南22条西6丁目2-22 エムズ南22条第2ビル
	東北農政局長 氏名	東北農政局 経営・事業支援部 食品企業課	TEL:022-221-6146 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎
	関東農政局長 氏名	関東農政局 経営・事業支援部 食品企業課	TEL:048-740-0164 さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館
	北陸農政局長 氏名	北陸農政局 経営・事業支援部 食品企業課	TEL:076-232-4149 金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎
	東海農政局長 氏名	東海農政局 経営・事業支援部 食品企業課	TEL:052-746-6430 名古屋市中区三の丸1-2-2
	近畿農政局長 氏名	近畿農政局 経営・事業支援部 食品企業課	TEL:075-414-9024 京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁 子風呂町 京都農林水産総合庁舎
	中国四国農政局長 氏名	中国四国農政局 経営・事業支援部 食品企業課	TEL:086-222-1358 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎
	九州農政局長 氏名	九州農政局 経営・事業支援部 食品企業課	TEL:096-300-6325 熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎
	沖縄総合事務局長 氏名	沖縄総合事務局 農林水産部 食料産業課	TEL:098-866-1673 那覇市おもろまち2丁目1番1号
	厚生労働大臣 氏名	厚生労働省 医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全部生活衛生課	TEL:03-3595-2301 東京都千代田区霞が関 1-2-2

※外食・中食分野の申請書の宛名と提出先について

- 申請書の宛名については、「各地方農政局長又は沖縄総合事務局長」と「厚生労働大臣」の2者としてください。

(例)

厚生労働大臣 ○○ ○○ 殿
関東農政局長 ○○ ○○

- 申請書の提出先は、「各地方農政局又は沖縄総合事務局」か「厚生労働省」のいずれか片方で足ります。

4. 事業分野と提出先

事業分野	申請書の宛名	担当の窓口	問合せ先／住所
旅館業	※ 調整中のため後日掲載予定。		
医療	厚生労働大臣 氏名	厚生労働省 医政局医療経営支援課	TEL:03-3595-2261 東京都千代田区霞が関1-2-2
保育	厚生労働大臣 氏名	厚生労働省 雇用均等・ 児童家庭局保育課	TEL:03-3595-2542 東京都千代田区霞が関1-2-2
介護	厚生労働大臣 氏名	厚生労働省 老健局 振興課	TEL:03-3595-2889 東京都千代田区霞が関1-2-2
貨物自動車運送 事業	北海道運輸局長 氏名	北海道運輸局 自動車交通部貨物課	TEL:011-290-2743 札幌市中央区大通西1丁目 札幌第2合同庁舎
	東北運輸局長 氏名	東北運輸局 自動車交通部貨物課	TEL:022-791-7531 仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎
	関東運輸局長 氏名	関東運輸局 自動車交通部貨物課	TEL:045-211-7248 神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎
	北陸信越運輸局長 氏名	北陸信越運輸局 自動車交通部貨物課	TEL:025-285-9154 新潟県新潟市中央区 美咲町1丁目2番1号 新潟美咲合同庁舎2号館
	中部運輸局長 氏名	中部運輸局 自動車交通部貨物課	TEL:052-952-8037 名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館
	近畿運輸局長 氏名	近畿運輸局 自動車交通部貨物課	TEL:06-6949-6447 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館
	中国運輸局長 氏名	中国運輸局 自動車交通部貨物課	TEL:082-228-3438 広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎4号館
	四国運輸局長 氏名	四国運輸局 自動車交通部貨物課	TEL:087-835-6365 香川県高松市 松島町1丁目17番33号 高松第2地方合同庁舎
	九州運輸局長 氏名	九州運輸局 自動車交通部貨物課	TEL:092-472-2528 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館
	沖縄総合事務局長 氏名	沖縄総合事務局 運輸部陸上交通課	TEL:098-866-1836 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館

4. 事業分野と提出先

事業分野	申請書の宛名	担当の窓口	問合せ先／住所
船舶産業	北海道運輸局長 氏名	北海道運輸局 旅客・船舶産業課	TEL:011-290-1012 札幌市中央区大通西10丁目 札幌第二合同庁舎
	東北運輸局長 氏名	東北運輸局 海事産業課	TEL:022-791-7512 仙台市宮城野区鉄砲町1
	関東運輸局長 氏名	関東運輸局 船舶産業課	TEL:045-211-7223 神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎
	北陸信越運輸局長 氏名	北陸信越運輸局 海事産業課	TEL:025-285-9156 新潟県新潟市中央区 美咲町1丁目2番1号 新潟美咲合同庁舎2号館
	中部運輸局長 氏名	中部運輸局 船舶産業課	TEL:052-952-8020 広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎4号館
	近畿運輸局長 氏名	近畿運輸局 船舶産業課	TEL:06-6949-6425 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館
	神戸運輸監理部長 氏名	神戸運輸監理部 船舶産業課	TEL:078-228-3691 神戸市中央区波止場町1番1号 神戸第2地方合同庁舎5F・6F
	中国運輸局長 氏名	中国運輸局 船舶産業課	TEL:082-228-3691 広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎4号館
	四国運輸局長 氏名	四国運輸局 船舶産業課	TEL:087-825-1185 香川県高松市朝日新町1番30号 高松港湾合同庁舎
	九州運輸局長 氏名	九州運輸局 船舶産業課	TEL:092-472-3158 福岡市博多区博多駅東2-11-1
	沖縄総合事務局長 氏名	沖縄総合事務局 船舶船員課	TEL:098-866-1838 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1

4. 事業分野と提出先

事業分野	申請書の宛名	担当の窓口	問合せ先／住所
自動車整備業	北海道運輸局長 氏名	北海道運輸局 自動車技術安全部整備・保安課	TEL:011-290-2752 北海道札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎
	東北運輸局長 氏名	東北運輸局 自動車技術安全部整備・保安課	TEL:022-791-7534 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎
	関東運輸局長 氏名	関東運輸局 自動車技術安全部整備課	TEL:045-211-7254 神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎
	北陸信越運輸局長 氏名	北陸信越運輸局 自動車技術安全部整備・保安課	TEL:025-285-9155 新潟県新潟市中央区 美咲町1丁目2番1号 新潟美咲合同庁舎2号館
	中部運輸局長 氏名	中部運輸局 自動車技術安全部整備課	TEL:052-952-8042 愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館
	近畿運輸局長 氏名	近畿運輸局 自動車技術安全部整備課	TEL:06-6949-6453 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館
	中国運輸局長 氏名	中国運輸局 自動車技術安全部整備・保安課	TEL:082-228-9142 広島県広島市中区 上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館
	四国運輸局長 氏名	四国運輸局 自動車技術安全部整備・保安課	TEL:087-835-6369 香川県高松市 松島町1丁目17番33号 高松第2地方合同庁舎
	九州運輸局長 氏名	九州運輸局 自動車技術安全部整備課	TEL:092-472-2537 福岡県福岡市 博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館
	沖縄総合事務局長 氏名	沖縄総合事務局 運輸部車両安全課	TEL:098-866-1837 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館

5. ホームページ・問い合わせ先

1 「経営力向上計画」について

①経営強化支援（中小企業庁HP）

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>



②説明会案内

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2016/160608kyoka.pdf>



2 計画策定に関する支援ツール

①ローカルベンチマーク

- 企業の経営状態の把握、いわゆる「健康診断」を行うツール（道具）として、企業の経営者等や金融機関・支援機関等が、企業の状態を把握し、双方が同じ目線で対話を行うための基本的な枠組み

http://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/sangyokinyu/locaben/



②経営計画つくるくん

- 経営計画書の作成に不慣れな事業者の方、或いは、中小企業・小規模事業者の経営計画書作成の支援に携わる方に経営計画を策定していただくための支援ツールです。

<http://www.smri.go.jp/iinzai/063743.html#manual>



4. ホームページ・問い合わせ先

2 計画策定に関する支援ツール

③認定経営革新等支援機関

- 税務、金融及び企業財務に関する専門的知識や支援に係る実務経験が一定レベル以上の個人、法人、中小企業支援機関等に、高度な中小企業支援を担っていただくため、認定制度を設け、中小企業者の経営課題を支援しています。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/>



④省エネ支援総合ポータルサイト

- 省エネルギーに取り組む中小企業等を対象として、「無料省エネ相談」「無料省エネ診断」「無料節電診断」などの支援ツールを用意し、省エネに関する簡単な相談から専門家派遣によるアドバイスまで中小企業等の経営強化を支援しています。

<http://www.shoene-portal.jp/>

- また、過去の省エネ診断の結果を業種別にまとめ、省エネの取り組みがコスト削減につながった事例を紹介しています。

<http://www.shoene-portal.jp/analytics/>

お問合せ先

経営力向上計画相談窓口



中小企業庁 事業環境部 企画課

TEL:03-3501-1957(平日9:00-12:00,13:00-17:00)

詳しくはこちら



経営強化法 |

検索



○厚生労働省告示第二百八十一号

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十二条第一項の規定に基づき、医療分野に係る中小企業等経営強化法第十二条第一項に規定する事業分野別指針を次のように定め、平成二十八年七月一日から適用することとしたので、同条第五項の規定に基づき公表する。

平成二十八年七月一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

医療分野に係る中小企業等経営強化法第十二条第一項に規定する事業分野別指針

第 1 基本認識

1 市場動向

少子高齢化が進む中で、平成 12 年度に約 30 兆円であった国民医療費は、平成 25 年度には約 40 兆円に増大しており、そのうち、およそ 35%にあたる約 14 兆円は、75 歳以上に係るものである。

2 産業構造・業態の特徴

医療機関		平成 26 年 10 月 1 日時点
病院	177,546 施設	8,493 施設
一般診療所	100,461 施設	

		有床診療所	8, 355 施設	
		無床診療所	92, 106 施設	
	歯科診療所	有床診療所	32 施設	
		無床診療所	68, 560 施設	
歯科技工所			20, 166 施設	平成26年12月末日時点
あん摩マッサージ指圧、はり又はきゅうを行う施術所			85, 260 施設	
柔道整復の施術所			45, 572 施設	
訪問看護ステーション			7, 583 施設	
助産所			2, 822 施設	平成27年3月末日時点

3 経営の特徴

医療等サービス（病院、診療所、あん摩マッサージ指圧、はり又はきゅうを行う施術所、柔道整復の施術所、助産所、歯科技工所、看護業の事業所の各施設において提供されるサービスをいう。以下同じ。）は「人」が支えるサービス業であり、優れた人材の確保及び定着は各医療機関等にとって重要である。ただ、病床を有する医療機関においては、夜間勤務や宿日直勤務に対応する医

療等従事者（医療等サービスに従事する者をいう。以下同じ。）の配置が必要となること等に伴い、医療等従事者の勤務環境について医療等従事者の働き方の希望や健康面に十分配慮する必要がある。

第2 経営力向上に関する目標

多くの医療等サービスにおいては、収益（収入）の中心が保険診療収益となっているが、保険診療は公定価格により行われるため、医療機関の収入増を目指すに当たっては一定の制約があるといえる。

このため、医療分野における経営力を測るための指標としては、職員の離職率、勤続年数、定着率、利用者満足度、ICTの活用等によるコストの削減その他の各事業者において設定する客観的に評価可能な指標を用いることが適当である。

第3 経営力向上に関する事項

1 経営力向上の内容に関する事項

一 経営力向上において実施すべき事項

他の医療等サービス提供主体との機能分化、業務連携等を通じて、医療等サービスの質の確保及び向上を実現し、事業の継続及び安定を進めることが適当である。

二 経営資源を高度に利用する方法として、特に優先すべき事項

医療等従事者の勤務環境の改善を特に優先すべきである。

2 経営力向上の実施方法に関する事項

	病院	有床診療所	無床診療所、あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復の施術所、助産所、歯科技工所及び看護業の事業所
サービスの品質向上に関する事項	・地域における医療のニーズや他の医療機関等の存在を踏まえた当該医療機関のサービスの質の向上の実施（治療の選択肢の複数提示、退院指導の充実等）	・地域における医療のニーズや他の医療機関等の存在を踏まえた当該医療機関のサービスの質の向上の実施（治療の選択肢の複数提示、退院指導の充実等）	・地域における医療等のニーズや他の医療機関等の存在を踏まえた当該医療機関等のサービスの質の向上の実施（治療の選択肢の複数提示等）
コストの把握 ・効率化に関	・医療材料や医薬品について、近隣の医療機関等	・医療材料や医薬品について、近隣の医療機関等	・医療材料や医薬品について、近隣の医療機関等

する事項	と連携した共同購入	と連携した共同購入	と連携した共同購入
	内部業務の効率化のため、バックオフィス業務におけるＩＣＴツールの利活用等	内部業務の効率化のため、バックオフィス業務におけるＩＣＴツールの利活用等	内部業務の効率化のため、バックオフィス業務におけるＩＣＴツールの利活用等
マネジメントに関する事項	- 入院・外来に対応する医師等の柔軟な配置、関連する他の医療機関との間における看護師等による支援 - 夜間・休日の適切な人事配置 - かかりつけ医又は在宅医、介護・福祉事業者等との連携 - 高度急性期、急性期、	- 入院・外来に対応する医師等の柔軟な配置 - 夜間・休日の適切な人事配置 - 地域にある他の病院又は診療所、介護事業者等との連携	- 曜日ごとの医師等の柔軟な配置 - 地域にある他の病院又は診療所、介護事業者等との連携

	回復期、慢性期等地域の医療提供体制の中での役割の明確化		
人材に関する事項	・医療従事者の働き方の希望に応じた人事配置 ・医療従事者の勤続年数及び定着率の引上げ、離職率の引下げ ・勤務環境の改善のため、都道府県に設置されている医療勤務環境改善支援センターの利用 ・離職した看護職員の積極採用、ワークシェア制度の導入 ・高度専門職の仕事の棚	・医療従事者の働き方の希望に応じた人事配置 ・医療従事者の勤続年数及び定着率の引上げ、離職率の引下げ ・勤務環境の改善のため、都道府県に設置されている医療勤務環境改善支援センターの利用 ・離職した看護職員の積極採用、ワークシェア制度の導入	・医療等従事者の働き方の希望に応じた人事配置 ・医療等従事者の勤続年数及び定着率の引上げ、離職率の引下げ

	卸し ・医療従事者の研修等への参加機会の確保		
I C T 投資、設備投資、省エネルギー投資に関する事項	・電子カルテ等の I C T の利活用 ・地域にある他の病院等とのデータ共有 ・臨床研究・臨床効果データベース構築への協力 ・I C T を利活用するための人材の確保 ・I C T を利活用する際のセキュリティ対策の実施 ・エネルギー使用量の見える化、省エネルギー設置	・電子カルテ等の I C T の利活用 ・地域にある他の病院等とのデータ共有 ・I C T を利活用するための人材の確保 ・I C T を利活用する際のセキュリティ対策の実施 ・エネルギー使用量の見える化、省エネルギー設備の導入、エネルギー管理体制の構築等を通じた	・電子カルテ等の I C T の利活用 ・地域にある他の病院等とのデータ共有 ・I C T を利活用するための人材の確保 ・I C T を利活用する際のセキュリティ対策の実施 ・エネルギー使用量の見える化、省エネルギー設備の導入、エネルギー管理体制の構築等を通じた

	備の導入、エネルギー管理体制の構築等を通じた省エネルギーの推進	省エネルギーの推進	省エネルギーの推進
その他の経営資源を高度に利用する方法	介助・介護に資するロボットの導入による業務負担の軽減	介助・介護に資するロボットの導入による業務負担の軽減	介助・介護に資するロボットの導入による業務負担の軽減

3 経営力向上の促進に当たって配慮すべき事項

一 事業基盤の維持

事業者は、人員削減を目的とした取組を中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号。以下「法」という。）第十三条第一項に規定する経営力向上計画（以下「経営力向上計画」という。）の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。

二 経営力向上計画の進捗状況の把握

事業者は、経営力向上計画について、定期的に自己評価を行い、進捗状況を把握するものとする。

三 外部専門家の知見の活用

経営力向上計画の策定及び実施に当たっては、医療分野に係る法第二十六条第二項に規定する

認定事業分野別経営力向上推進機関（以下「医療分野経営力向上推進機関」という。）等、外部の専門家の知見を活用するものとする。

四 信頼性のある計算書類等の作成及び活用

事業者は、事業の運営の透明性及び信頼性を確保するため、各法人等に適用される会計基準等を利用して、信頼性のある計算書類等を作成し、活用するものとする。

第4 医療分野経営力向上推進機関に関する事項

1 医療分野経営力向上推進業務の内容に関する事項

一 医療分野経営力向上推進機関においては、医療分野の経営力向上に関する研修を企画し実施するほか、必要な普及啓発を行うこと。

二 医療分野経営力向上推進機関においては、医療分野の経営力向上に関する最新の知見の充実に図るため、これに関する情報の収集、整理及び分析並びに調査研究を行うこと。

三 医療分野経営力向上推進機関においては、医療分野経営力向上推進業務（医療分野に係る法第二十六条第一項に規定する事業分野別経営力向上推進業務をいう。以下同じ。）の運営に関し、主務大臣から改善に必要な措置を講ずべきことを命じられたときは、医療分野経営力向上推進業務の運営の改善に必要な措置を採らなければならないこと。

2 医療分野経営力向上推進業務の実施体制に関する事項

1 に掲げる事項を実施できる体制であること。

3 医療分野経営力向上推進業務の実施に当たって配慮すべき事項

- 一 医療分野経営力向上推進機関は、医療分野経営力向上推進業務の実施に当たって、合理的な理由なく、特定の中小規模の医療機関等を支援対象から外すことがないようにすること。
- 二 医療分野経営力向上推進機関は、業務上知り得た秘密の保持による信頼の確保を図ること。

○厚生労働省告示第二百八十四号

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十二条第一項の規定に基づき、介護分野に係る事業分野別指針を次のように策定したので、同条第五項の規定に基づき告示する。

平成二十八年七月一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

介護分野に係る事業分野別指針

第1 基本認識

本指針の対象とする介護事業とは、日本標準産業分類の小分類854「老人福祉・介護事業」に分類される事業であり、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく保険給付又は事業の対象となっている介護サービスを提供する事業以外のサービスも含む。

介護事業に関しては、急速に少子高齢化が進み介護サービスに対するニーズが増加する中で、求められる介護サービスを効率的かつ持続的に提供するため、人材の育成や勤務環境の改善等を通じて質の高い人材を継続的に確保するとともに、介護ロボットや情報通信技術（ICT）等を活用して介護サービスの質と生産性の向上を図るなどの取組が不可欠となっている。

このような我が国の介護事業について、市場規模の動向等の現状について整理すると、以下のとおりである。

1 市場規模の動向

急速に少子高齢化が進む中で、我が国では、平成37年（2025年）にいわゆる「団塊の世代」が全て75歳以上となる超高齢社会を迎える。国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）出生中位（死亡中位）推計」によれば、現在65歳以上の人口は25%程度であるが、平成37年（2025年）には30%を超え、平成62年（2050年）には40%近くになる見込みである。また、75歳以上の人口は、平成37年（2025年）には約18%になると推計されており、約5人に1人が後期高齢者となる。

要介護認定者数は、「介護保険事業状況報告」（厚生労働省）によれば、介護保険制度が創設された平成12年（2000年）の時点で256万人であったが、平成26年（2014年）には606万人となっており、この15年間で約2.4倍に増加している。

介護保険給付費も年々増加しており、平成26年度当初予算において10兆円となっているが、平成37年（2025年）には約21兆円に達すると見込まれている（厚生労働省「社会保障に係る費用の将来推計の改定について」（平成24年3月））。

介護職員数は平成26年「介護サービス施設・事業所調査」（厚生労働省）によると平成25年度に約171万人であったが、平成27年6月時点における各都道府県の推計によれば、平成37年（2025年）には約253万人の介護職員が必要になる見込みである。一方、平成27年度以降に取り組む新

たな施策の効果を見込まない現状維持シナリオによる場合、平成37年（2025年）時点の介護職員数は約215万人であり、約38万人の需給ギャップが生じると見込まれている。

2 産業構造・業態の特徴

介護サービスの事業所の数は、平成26年「介護サービス施設・事業所調査」によると、訪問介護が33,911事業所、通所介護が41,660事業所である。また、介護予防サービスの事業所数は、介護予防訪問介護が33,060事業所、介護予防通所介護が39,383事業所である。通所介護については、前年度の1月当たりの平均利用延人数300人以下の小規模事業所の割合が約6割を占める（厚生労働省「介護給付費実態調査」（平成27年12月審査分））など、小規模な事業所の割合が高いことに特徴がある。

介護保険施設及び地域密着型介護老人福祉施設の種類の合計定員は、平成26年「介護サービス施設・事業所調査」によると、介護老人福祉施設が498,327人、介護老人保健施設が362,175人、介護療養型医療施設が66,925人、地域密着型介護老人福祉施設が40,407人である。介護保険施設及び地域密着型介護老人福祉施設の種類の1施設当たりの定員は、平均で、介護老人福祉施設が68.7人、介護老人保健施設が88.4人、介護療養型医療施設が44.0人、地域密着型介護老人福祉施設が25.3人である。

介護保険施設及び地域密着型介護老人福祉施設の種類の最も多い割合をみると、

介護老人福祉施設は「50～59人」が34.2%、介護老人保健施設は「100～109人」が38.3%、介護療養型医療施設は「10～19人」が19.1%、地域密着型介護老人福祉施設は「20人～29人」が90.6%となっており、定員が150人以下の小規模施設が大半を占めている。

なお、訪問介護事業者のうち、要介護認定者向けに公的保険外サービスを提供している事業者は7割程度という調査もあるが、そのうちの7割強は、「利用者の「支給限度基準額」を超えて利用されるサービス」を提供するものである（一般社団法人シルバーサービス振興会「訪問介護サービスにおける「混合介護」の促進に向けた調査研究事業報告書」（平成21年3月））。

3 経営の特徴

一 介護事業の経営の特徴

介護事業の経営の特徴としては、事業収入に占める給与費の割合が概ね5割を超え、この割合は事業規模が小さくなるほど高くなる傾向にあること（平成26年度「介護事業経営実態調査」（厚生労働省））、多くの事業者にとって主たる収入となっている介護報酬は、サービス等に応じた平均的な費用を勘案して国が定めるものであり、サービスの上限価格としての性質を有すること、3年に一度の介護報酬改定による影響を考慮すること等が挙げられる。

二 労働市場の状況

介護分野の有効求人倍率は平成28年3月時点で2.74倍となっており、全産業の1.21倍に比べ

高い水準にある。

公益財団法人介護労働安定センター「平成26年度「介護労働実態調査」」によれば、介護労働者の労働条件等に係る不満は、「仕事内容のわりに賃金が低い」が42.3%、「有給休暇がとりにくい」が34.9%となっている。また、事業所に対する調査においては、従業員が不足していると感じている事業所の割合は59.3%となっており、従業員が不足している理由としては「採用が困難である」が72.2%、採用が困難である原因については「賃金が低い」が61.3%、「仕事がつい（身体的・精神的）」が49.3%となっている。

第2 経営力向上に関する目標

介護事業においては、対人サービスとして一定以上の質が求められることから、一概に中小企業の新たな事業活動の促進に関する基本指針（平成17年総務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第2号。以下「基本指針」という。）第4の2のイに掲げる労働生産性の向上という指標を用いて経営力向上の度を測ることはできない。

このため、介護分野における経営力向上の度を測るための指標としては、介護職員の勤続年数、離職率、入職率、顧客満足度その他の各事業者において設定する客観的に評価可能な指標を用いることが適当と考えられる。

第3 経営力向上に関する事項

1 経営力向上の内容に関する事項

経営力向上において実施すべき事項

① 事業活動に有用な知識又は技能を有する人材の育成

介護事業においては、対人サービスを担う介護職員の資質向上、キャリアアップの実現及び専門性の確保が重要である。このため、各職員の専門性を考慮し、それを踏まえた人材育成と人事管理の仕組みの構築に取り組む必要がある。具体的には次に掲げる事項とする。

- (一) 事業所における介護業務の分析及び標準化並びにそれらを踏まえた研修の実施
- (二) 他の事業者との連携による研修の共同実施
- (三) 賃金テーブルの整備等によるキャリアパス及び人事評価に連動した処遇の実施

② 財務内容の分析の結果の活用

介護事業においては、事業収益の大部分が介護報酬によって占められているものの、財務内容の分析は、他の事業分野と同様に重要である。このため、財務諸表等を基に収益性等の数値を定量的に分析すること及び人的資源等の経営資源について定性的に分析することが必要である。具体的には次に掲げる事項とする。

- (一) 財務諸表等の適切な整備並びに財務内容の分析及びその結果の活用

(二) 活動基準原価計算等の手法による介護職員の業務内容等の分析及びその結果の活用

③ 商品又は役務の需要の動向に関する情報の活用

介護事業においては、利用者と事業者との契約によりサービスを提供することとなるため、他の事業分野と同様に、需要の動向、同業事業者の動向等の情報を収集し、活用することが必要である。また、法令改正や介護報酬改定の動向等の情報を収集し、活用することも必要である。具体的には次に掲げる事項とする。

(一) 同業事業者における事業内容に係る情報の把握及び分析並びにその活用

(二) 事業者の強み、弱み等を分析する手法（いわゆる「SWOT分析」）等による内部環境等の定性的な分析及びその結果の活用

(三) 法令改正や介護報酬改定等の外部環境を網羅的に分析する手法（いわゆる「PEST分析」）、競争要因に着目して業界の構造を分析する手法（いわゆる「ファイブフォース分析」）等による外部環境の定性的な分析及びその結果の活用

④ 経営能率の向上のための情報システムの構築

介護事業においては、介護サービスの提供に当たり最低限必要な人員及び設備が、都道府県又は市町村の条例により定められている一方、介護職員の確保が容易ではないという状況にあり、介護事業に投入できる人的資源の幅に制約があることから、経営能率を向上させる

ためには、情報通信技術（ICT）の活用により、サービスの質及び生産性の向上を図ることが必要である。具体的には次に掲げる事項とする。

（一）記録の作成、保管等の事務的業務について情報システムを導入することによる情報共有等の円滑化

（二）情報システムによる業務の定量的な課題分析及びその結果に基づく業務の標準化

⑤ その他の経営資源を高度に利用する方法

①から④までのほか、経営資源をその有する潜在力が十分発揮されるように活用するためには、介護ロボットの導入、総務、経理、人事等の部門の共同化、訪問介護における移動時間等の効率化等を実施することが必要である。具体的には次に掲げる事項とする。

（一）介護ロボットの導入による業務負担の軽減

（二）中小企業等協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合をいう。）等の制度を活用した総務、経理、人事等の部門における業務の共同化

（三）訪問介護において担当地域等を適切に見直すことによる移動時間等の効率化

2 経営力向上計画の認定

経営力向上計画（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第13条第1項に規定する経営

力向上計画をいう。)について認定を受けようとする事業者にあつては、その経営規模に応じて取り組みことのできる事項に幅があると考えられることから、事業者は、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれの各号に掲げる数以上の第3の1の各号に掲げる事項にに取り組むこととする。

① 小規模企業（中小企業等経営強化法第2条第2項に規定する中小企業者等（以下単に「中小企業者等」という。）のうち、常時使用する従業員の数がおおむね5人以下であるものをいう。以下同じ。） 1 項目

② 中規模企業（中小企業者等のうち、資本金等の総額が5,000万円以下であつて、常時使用する従業員の数が5人を超え100人以下であるものをいう。以下同じ。） 2 項目

③ 中堅企業（中小企業者等のうち、小規模企業及び中規模企業に該当しないものをいう。）

3 項目

3 業界団体に係る事項

介護分野における業界団体においては、中小企業者等が経営力向上の取組を効果的に実施できるよう、その模範となる取組（新たな手法や成功事例等）に係る情報の収集等のほか、地域資源の開発及び活性化を促すための取組を行うことが望まれる。

4 経営力向上に取り組むに当たって配慮すべき事項

中小企業者等が経営力向上に取り組むに当たっては、対人サービスとしての一定以上の質を確

保するとともに、人員削減を目的とした取組をしないなど雇用の安定に配慮することが必要である。

第4 事業分野別経営力向上推進業務に関する事項

中小企業等経営強化法第26条第1項に規定する事業分野別経営力向上推進業務に関する事項については、基本方針第5の4から6までに定めるところによる。